

1 教科に関する科目

■履修上の留意事項

免許の種類ごとに定められている規則に従い、必要な単位数を修得すること。

* 余剰単位は「教科又は教職に関する科目」に充てることができます。

2 教職に関する科目

■履修上の留意事項

免許の種類ごとに定められている規則に従い、必要な単位数を修得すること。

* 余剰単位は「教科又は教職に関する科目」に充てることができます。

* 各教科の指導法は取得しようとする免許の教科以外、「教職に関する科目」の余剰単位として、「教科又は教職に関する科目」に充てることはできません。

* 「教育実習」5 単位分を修得した場合、他の免許種で「教育実習」3 単位で要件を満たすときには流用できます。ただし、2 単位分を「教職に関する科目」の余剰単位として、「教科又は教職に関する科目」に充てることができません。